

那須烏山市議会基本条例（解説付き）

**平成31年3月
那須烏山市議会**

目次

前文	P 3
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	P 5
第 2 章 議会の活動原則（第 3 条－第 7 条）	P 6
第 3 章 議員の活動原則（第 8 条－第 12 条）	P 8
第 4 章 市民に開かれた議会の推進（第 13 条－第 17 条）	P 10
第 5 章 市長等との関係及び質疑、審議等の取扱い（第 18 条－第 22 条）	P 13
第 6 章 活性化及び機能強化を図るための取組（第 23 条－第 28 条）	P 17
第 7 章 議員定数（第 29 条）	P 21
第 8 章 検証及び見直し（第 30 条）	P 22
附則	P 23

前文

那須烏山市議会（以下「議会」という。）は、那須烏山市民（以下「市民」という。）により選ばれた那須烏山市議会議員（以下「議員」という。）で構成される議事機関であり、日本国憲法に定める地方自治の本旨に従い、二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び那須烏山市（以下「市」という。）の意思決定機関としての役割を担っている。

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定及び自己責任の範囲は拡大しており、議会が市政に果たすべき役割は、ますます重要になってきている。

このため議会は、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての特性を最大限に活かすために、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくりを推進した上で、市民の積極的な市政への参加を求めていかなければならない。

さらに議会は、市の将来を見据え、市政の課題を的確に把握するとともに、議員同士の自由かつ達な議論を通しその論点及び争点を明らかにし、議会としての意見を集約し、政策提言及び政策立案（以下「政策提言等」という。）を行うとともに、執行機関の事務執行を監視し、評価する責務を有する。

このような認識の下、市民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、あるべき議会の指針とするため、ここに那須烏山市議会基本条例を制定する。

【解説】

○前文は、議会の置かれている状況、議会のあるべき姿を確認した上で、この条例を制定するに当たっての議会の構成する私たち議員の決意を示すもので、解釈、運用の基礎になります。

【用語】

■**議事機関**…予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関のことを「議事機関」といいます。憲法により地方公共団体に「議事機関」として議会を設置することが義務付けられています。

■**地方自治の本旨**…地方自治の本質的な要素、基本原則、あるべき原則等のことを「地方自治の本旨」といいます。一般的には住民自治（住民の意思に基づいて地方の行政を行うこと）と団体自治（国とは別の独立した存在である地方公共団体が、自らの責任において行政を行うこと）の2つの要素から成り立っているといわれています。

■**二元代表制**…執行機関としての市長と議事機関としての議会を構成する議員を、ともに市民が直接選挙で選ぶという制度を「二元代表制」といいます。市長と議員はそれぞれ

が市民を代表し、独立・対等の立場で互いにけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営が図られるとされています。

- **合議体・合議制**…複数の構成員の話し合いによって、その意思を決定する組織体のことを「合議体」といい、その仕組みのことを「合議制」といいます。
- **政策**…一般に政治上の方針や手段のことをいいますが、この条例において「政策」とは、市の課題解決のための諸策のことをいい、計画、施策、事業などを含むものとします。
- **政策提言・政策立案**…一般には、どちらも政策の提案を行うことをいいます。この条例においては、市長等に対し政策を実施するように提案することを「政策提言」とし、議会自らが構想した政策を市の政策に反映させるために、自らが立案した条例案、又は市長等の提案した議案に対する修正案により提案することを「政策立案」と整理しています。「政策提言」は、本会議において一般質問により行われるものがその代表的なものですが、会議の場で行われるものに限らず、例えば、市の特定の課題に対して議会がまとめた政策案を市長等に提出し、その実現を求めるような手法も含まれるものと考えています。なお、以降の条文中ではこれらをまとめて「政策提言等」と略称しています。
- **本会議**…議員全員が集まって行う会議で、定期的に招集される定例会と、必要に応じて招集される臨時会があります。議案の議決などに関する議会の意思は本会議で決められます。
- **執行機関**…地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことを「執行機関」といいます。市長がその代表ですが、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員などの行政委員会等も「執行機関」に当たります。

第1章 総則

【解説】

- 本章では、この条例全体に共通して適用する基本的な規定として、第1条で「目的」、第2条で「この条例の位置付け」の2つを置いています。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の役割及び議員の責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定め、議会の活性化を図ることにより、市民の負託に応えられる開かれた議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 本条は、目的規定です。前文の趣旨を受けて、この条例が規定している内容の概要を示すとともに、条例を制定する目的を定めています。
- この条例の目的は、「市民の負託に応えられる開かれた議会の実現」及び、このことをもって「市民福祉の向上及び市政の発展に寄与する」ことです。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会における最高規範である。議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

- 本条では、この条例が議会における最高規範であることを規定しています。なお、法的には他の条例との間に効力の優劣があるものではないのですが、制定目的やその内容から、最高規範性を有しているものととらえています。

第2章 議会の活動原則

【解説】

- 本章では、この条例の目的を達成するために、議会が活動に際し遵守すべき原則について、第3条から第7条の5条までに渡って規定しています。

(公正性及び透明性の確保)

第3条 議会は、公正性及び透明性を確保するため、積極的に情報公開に取り組み、市民に分かりやすく開かれた議会を目指すものとする。

【解説】

- 本条では、議会から市民への情報公開の在り方、及び開かれた議会への志向について規定しています。なお、ここで言う情報公開とは、情報提供や情報発信なども含めた、広い意味での情報公開のことを指しています。

(市民参加の機会の確保及び市民意見の市政への反映)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の意見を市政に反映させるための運営に努めるものとする。

【解説】

- 本条では、市民からいただく意見に対する議会としての姿勢、及びその意見を多く得るため、市民参加の機会を広げることについて規定しています。

(市長等に対する監視評価機能)

第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する監視機能及び評価機能（以下「監視評価機能」という。）を果たすことにより、適切な市政運営を確保するものとする。

- 議会は、市長等が公平、公正かつ効率的に市政運営を行っているかを監視するとともに、市長等の活動の成果を評価し、その問題点を明らかにして改善に結びつけていく「監視評価機能」を有しています。

- 本条では、議会がこの監視評価機能を果たすことにより、適切な市政運営を確保すること

を規定しています。

(委員会の適切な運営)

第6条 議会は、委員会の運営に当たっては、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、その特性を活かすよう適切な運営に努めるものとする。

【解説】

○委員会の特性としては、少人数で小回りが利くため迅速な対応が可能である点や、行政のすべてに通じる必要がなく、一部を深く所管することになるため、より専門性のある活動ができる点などがあげられます。本条では、これらの特性を活かすような委員会運営に努めることを規定しています。

【用語】

■**委員会**…行政の多様化、専門化に伴い、本会議のみで多くの案件を能率的に処理することや議員がそのすべてに通じることは難しくなっています。そこで、議会の内部に、詳細で専門的な調査、審査を行う組織として少人数の議員で構成する「委員会」を設置しています。那須烏山市議会では、3つの常任委員会（総務企画常任委員会、文教福祉常任委員会、経済建設常任委員会）、議会運営委員会、議会広報委員会があるほか、必要に応じて特別委員会が設置されます。

(改善及び改革の推進)

第7条 議会は、その機能の維持強化及び円滑で効率的な議会運営を図るため、継続的に改善及び改革に努めるものとする。

【解説】

○議会改革に関する取組の大きな一つとしてこの条例を制定しますが、議会を取り巻く情勢は日々変化していきます。本条においては、これに対応するため、継続的に改善や改革に努め、議会の機能の維持強化及び円滑で効率的な議会運営を図ることを規定しています。

第3章 議員の活動原則

【解説】

○本章では、この条例の目的を達成するために、議員が活動に際し遵守すべき原則について、第8条から第12条までの5条に渡って規定しています。

(説明責任)

第8条 議員は、自らの議員活動に関する情報を市民に対し積極的に発信し、その説明責任を果たすよう努めるものとする。

【解説】

○第3条において、議会として積極的に情報公開に取り組む姿勢を規定しています。これを踏まえ、本条では、議会の構成員である議員に対しても、市民に積極的に情報を発信し、その説明責任を果たすことを求めています。

(市民意見の把握)

第9条 議員は、市政の課題について、市民の多様な意見を的確に把握し、自らの議員活動に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

○第4条において、議会として市民の意見を市政に反映させる姿勢を規定しています。これを踏まえ、本条では、議会の構成員である議員に対しても、市民の意見を的確に把握し、これを議員活動に反映させることを求めています。

(資質向上及び政策提言等)

第10条 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるとともに、市の政策の水準の向上を図るため、政策提言等を積極的に行うものとする。

【解説】

○議員が、本条例に規定された責務を果たすためには、日ごろからの自己研鑽は欠かせません。本条前段において、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めることを求めています。

- また、政策提言等については、前文において議会としてこれを志向することを規定していますが、本条後段では、議会の構成員である議員にも積極的に政策提言等を行うことを求めています。

(自由討議の尊重)

第11条 議員は、議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじるものとする。

【解説】

- 議会が合議制の機能を十分に発揮するためには、議員相互の自由な討議が欠かせません。本条においては、議員にこれを重んじることを求めています。
- 合議制の機能については、第24条「自由討議及び合意形成」の「解説」をご参照ください。

【用語】

- 討議**…会議などの場面において、ある問題について結論を出すため、複数の人が互いに自分の意見を出して議論を深め、是非を検討しあうこと。

(政治倫理の自覚及び品位の確保)

第12条 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指すとともに、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、那須烏山市議会倫理規程（平成20年5月那須烏山市議会規程第1号）を遵守し、品位の確保に努めるものとする。

【解説】

- 本条では、市民全体の福祉の向上を目指すとともに、政治倫理を自覚し、品位を確保することを議員に求めています。なお、そのために遵守すべき詳細な内容については、既に制定されている議会倫理規程に委ねているところです。

第4章 市民に開かれた議会の推進

【解説】

- 開かれた議会に関しては、前文においてこれを推進することを規定しています。また、第3条及び第4条において議会として、第8条及び第9条において議員として、これを指すことを活動原則として定めたところです。
- この開かれた議会の実現のためには、市民と議会との間で情報や意見がスムーズに行き来できる状況となっていることが肝要です。第13条から第17条までの5条に渡る本章においては、このことを担保するための具体的な取り組みについて規定しています。

(本会議等の原則公開)

第13条 本会議、委員会その他議会に関する条例又は規則で定める全ての会議（以下「本会議等」という。）は、原則として公開するものとする。

【解説】

- 本条では、議会の会議は原則として公開とすることを定めています。「本会議」と「委員会」はもちろんのこと、「議員全員協議会」等の条例・規則に基づいて設置されている会議もこの条文の対象となります。ただし、個人情報に関するものなど公開が適当でないと判断される案件については、非公開とすることもあります。

【用語】

- 議員全員協議会**…議会や市政に関する協議又は調整を行う場として、那須烏山市議会会議規則の定めにより議員全員を構成員として設置されたものです。那須烏山市議会においては、執行機関からの情報提供、執行機関と議員の意見交換の場としても活用されています。

(参考人及び公聴会の活用)

第14条 議会は、参考人招致制度及び公聴会開催制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を審議及び審査に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 議会で関係者などから意見を聴くことができる「参考人招致制度」と「公聴会開催制度」は、もともと地方自治法に定められている制度です。本条は、これを活用し、市民の知見・意見を審議及び審査に反映させるよう努める、という内容です。

【用語】

- **参考人招致制度・公聴会開催制度**…どちらも、議会が本会議又は委員会において重要案件の審議や審査を行う際に、必要に応じて利害関係者や学識経験者などから広く意見を聴くことができるとする制度です。開催に煩雑な手続きが必要な「公聴会開催制度」と比較し、どちらかという「参考人招致制度」では簡便に意見を聴取することができます。
- **審議・審査**…どちらも議案などについて説明を聞き、質疑、討論、採決を経て結論を出す過程のことで、本会議においては「審議」、委員会においては「審査」といいます。
- **議案**…議会の議決を得るために、市長、議員又は委員会が議長に提出する案件のことをいいます。

(請願及び陳情の取扱い)

第15条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策に関する提案又は市政に対する要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【解説】

- 市民などが議会に対し文書で意見や要望を申し述べる「請願」と「陳情」は、従来から存在する手続きですが、本条において、これを提出者による政策に関する提案又は市政に対する要望と位置付け、誠実に対応することを義務付けました。
- また、那須烏山市議会では既に実施しているところですが、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けることを改めてここに規定しています。

(議会報告会)

第16条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 本条では、開かれた議会を効果的に実現するための取り組みの一つとして、議会の主催により「議会報告会」を実施することを決めました。
- この「議会報告会」において、議会は、議会の活動や市政の動向を市民に報告し、これを踏まえた上で市民と市政の諸課題解決のための意見交換を行います。ここで得た市民の声が、新たな政策提言等に反映されていくこととなります。
- 第2項において、「議会報告会」の開催方法、開催時期等の具体的な内容については、条

例に規定することなく、別に定めることとしています。これにより状況に即し、柔軟に「議会報告会」を開催することが可能となります。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、多くの市民が議会及び市政への関心を高めることができるよう、多様な広報手段を積極的に活用することにより、広報活動の充実に努めるものとする。

【解説】

○本条では、広報活動の充実について規定しています。那須烏山市議会では、これまでも議会広報紙「議会だより」を中心に、議会ホームページなどを活用しながら積極的な広報活動に努めて参りましたが、市民の議会及び市政への関心を高めるため、今後もさらなる充実に努めます。

第5章 市長等との関係及び質疑、審議等の取扱い

【解説】

- 本章では、議会と市長等とのあるべき関係性について、第18条から第22条までの5条に渡り規定しています。なお、その中でも特に第19条から第21条までについては、第18条に掲げる「市長等との緊張関係の保持」に関する具体的な取組についての規定になります。

(市長等との緊張関係の保持)

第18条 議会は、二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努めるものとする。

【解説】

- 議会と市長は、ともに市民から負託を受けた独立・対等な機関です。議会は合議制、市長は独任制という異なる特性を活かし、それぞれの立場で切磋琢磨し、また、協力し合いながら市民福祉の向上及び市政の発展に取り組みます。この仕組みを効果的に機能させるための大原則とし、本条において、議会と市長は常に緊張関係を保持しなければならないことを規定しています。

(質疑及び質問の形式)

第19条 本会議等における質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。

【解説】

- 議会は、質疑又は質問の際、内容が複数項目に渡る場合でも、通常はすべての項目を一括して質問（質疑）し、一括して答弁を受ける「一括方式」をとることが多いのですが、この方式だと項目が多い場合は非常に分かり難くなるという欠点があります。そこで、本条において、質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、多様な形式をとることができる、としました。
- 具体的な形式として、「一問一答方式」を例示していますが、特にこれにこだわることなく、自由に、より効果的な形式を選択することが可能です。なお、現在、那須烏山市議会においては、質疑は一括方式を、一般質問は一問一答方式を採用しています。

【用語】

- 質疑・質問**…「質疑」とは、現に議題となっている議案等に関し疑問点を質すことをいい

ます。一方で「質問」は市政全般にわたって、市長等に対し説明を求め所信を質すことをいい、通常は定例会において予め質問内容を通告して行う「一般質問」のことを指します。

■**一問一答方式**…質問（質疑）事項を1項目ずつ取り上げ、質問（質疑）、答弁を繰り返し、1つの項目が終わり次第、次の項目に移っていく質問（質疑）の方式です。

（質疑及び質問の趣旨確認機会の付与）

第20条 市長等は、本会議等において、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質疑又は質問の趣旨を確認することができる。

- 本条は、いわゆる「反問権」と呼ばれる市長等の権限について規定した条文になります。現在、那須烏山市議会では、市長等から議員へ質問する規定がありません。このため、議員が行う質疑や質問に不明確なところがあった場合でも、そこが不明確なまま議論が進んでしまうことがあります。そこで、論点が整理されることにより議論がより深まるように、市長等に対し、質疑や質問の趣旨を確認する機会を与えました。
- ただし、この件に関する議会内部の議論の中で、「議員の質疑や質問は、議会の調査権と監視権に基づいて行われるものであり、反問権は慎重に取り扱うべき。」とか「双方向の議論になることで、効率的な議会運営が妨げられることになるのでは。」と言った意見も出されました。このことを踏まえ、那須烏山市議会においては「反論」ではなく、あくまで「答弁に必要な範囲内」でのみ「質疑又は質問の趣旨を確認できる」権限として規定し、敢えて「反問権」という言葉は用いないこととしました。また、行使に際しては「議長又は委員長の許可」を得ることを要件とすることで、趣旨に反した運用がされないよう会議の主催者がコントロールできるようにしました。
- 市長等が「質疑又は質問の趣旨を確認できる」権限を行使する際の流れについては、議会運営に関する法律や条例等に関する解釈、細かな手続き方法などを全議員合意のもと定めた「議会運営申し合わせ事項」に、次のとおり定めることとしました。
 - ・市長等は、議員の質疑又は質問が終了した後、挙手の上、議長又は委員長に「質疑又は質問の趣旨を確認する」ための発言の許可を求め、その許可を受けてから趣旨確認を行う。

（閉会中の文書による質問）

第21条 議員は、閉会中に重要かつ緊急を要する事案が発生したときは、議長を経由して市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定による質問があったときは、これに誠実に対応するものとする。

【解説】

- 議員は、市の行政全般にわたって質問することができますが、正式には定例会における一般質問及び臨時会における緊急質問でしか行うことができません。そこで、閉会中においても緊張ある関係を保持するため、これを補完するものとして、「閉会中に重要かつ緊急を要する事案が発生した場合」に、議長を通じて文書による質問ができるよう本条に規定しました。
- ただし、この手続きは乱用すると市長等に相当な負担となることが想定されるため、「議会運営申し合わせ事項」で次のとおり運用上の約束事を設けることとしました。
 - ・文書による質問の提出に際しては、1人以上の賛同者（動議成立の要件と同じ数）を得ること。
 - ・議長に提出された文書による質問は、議会運営委員会に諮り、重要かつ緊急を要する事案であると判断されたものに限り、市長等に送付する。
- なお、現状では「重要かつ緊急を要する事案」があるような場合は、市長等から「議会に説明したい」旨の相談があり、これを受け議長において議員全員協議会を招集、そこで市長等からの説明を受けた上で、議員が質疑を行う時間を設けることが通例です。従って、今のところ本項の規定が実際に適用されることはあまり想定されませんが、「重要かつ緊急を要する」ことについて議会と市長等とで判断が分かれるような場合、この規定が生きてくることになります。
- 文書による質問に対する市長等の回答についても、文書によることを求めることとしています。
- 第2項では、市長等に対し質問に誠実に対応することを求め、これにより本条の実効性を高めました。

(政策の形成過程の説明等)

第22条 議会は、市長等が提案する重要な政策については、その水準を高めることに資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 議会は、予算及び決算の審議及び審査に当たっては、市長等に対し、施策別及び事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めることができる。

3 市長等は、前2項の規定による求めがあったときは、これに誠実に対応するものとする。

【解説】

- 議会と市長等とは、政策に関して得られる情報の量に大きな差があります。そのため、本条において、市長等に対し必要な情報の提供を求めることができることを規定しました。
- 第1項において、まちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される政策などの重要な政策を提案する際に市長等に明らかにすることを求める7つの事項について列記しています。なお、重要な政策に該当するかどうかは、その都度、個々に判断することになります。
- 従来も、重要な政策の提案時の市長等からの説明は行われていたところですが、説明に必要な情報を明らかにさせることで、より論点が明確になり、精度の高い議論が行われ、結果として提案される政策の水準が高まることになります。
- 第2項では、予算及び決算の審議及び審査に際しての情報提供について規定しています。
- 予算及び決算の審議及び審査に当たっては、以前より執行部から事業別の説明資料の提出を受けているところですが、必要に応じて、より詳細な資料を提出するよう求めることができることとしました。
- 第3項では、市長等に対し第1項及び第2項の求めに誠実に対応することを求め、これにより本条の実効性を高めました。

第6章 活性化及び機能強化を図るための取組

【解説】

- 本章では、この条例の目的を達成するために、議会を活性化し、機能を強化するための具体的な取組について、第23条から第28条までの6条に渡り規定しています。

(議決事件の追加)

第23条 議会は、意思決定機関としての機能の強化を図るため、必要に応じて地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を積極的に追加するものとする。

【解説】

- 地方自治法第96条第1項では、議会が地方公共団体の意思を決定するために議決すべき事件として、条例の制定改廃、予算を定めること、決算を認定することなど15項目を定めています。さらに、同条第2項において、この15項目に加え、議会の議決すべき事件を条例に定めるところにより追加することができることを規定しており、これにより意思決定機関としての議会の機能を強化することができます。
- この件に関しては、那須烏山市では既に、「那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例」において「総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止」を、「那須烏山市名誉市民条例」において「名誉市民の推挙に関する同意」をそれぞれ議会の議決事件として追加していますが、どちらも市長提案による条例制定でした。
- 本条では、必要に応じて議会自ら積極的に「那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例」を改正し、議決事件を追加することで、議会の意思決定機関としての機能の強化を図ることを規定しています。

(自由討議及び合意形成)

第24条 議会は、必要に応じて議員相互の自由な討議が行われるよう、会議の運営に努めるものとする。

- 2 議会は、自由な討議を行うことにより、政策の論点及び争点を明らかにするとともに、議員間の共通認識の醸成を図り、もって議会の政策提言等を推進するものとする。
- 3 議会は、会議において結論を出す場合にあっては、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

【解説】

- 議会は、意思決定を行う合議制の議決機関です。その意思決定は、議論を尽くして全会一致で行うことが理想ですが、個々の議員の考え方や立場の違いから、完全に一致することは難しく、多数の意思をもって議会の意思とする多数決の原理がとられているところです。
- 意思決定を行う過程において、それぞれの構成員がそれぞれの信念に基づき様々な見地から自由に意見を出し合うことで、論点及び争点が明らかになっていき、また、構成員間の共通認識の醸成を図ることにもつながる、ということが合議制の持つ優れた機能の一つです。
- 第1項においては、まず、この機能を十分に発揮するため、議会は、必要に応じて議員相互の自由な討議が行われるような会議の運営に努めることを規定しています。
- なお、関連して第11条で「議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじることを議員の活動原則の一つとして規定していますが、これは、本条の趣旨の実現のため、議員は自由な討議を重んじることを求められているというものです。
- 第2項では、自由な討議を行うことで論点・争点を明確にし、また、議員間の共通認識の醸成を図る、といった合議制の機能を発揮し、このことをもって最終的に議会の政策提言等を推進することを目指しています。
- 第3項では、会議において結論を出す場合は、自由な討議を重んじつつも、お互いの意見や立場を尊重した上で議論を尽くし、できる限り合意形成を図るよう努めることを規定しています。
- なお、本条における「会議」は、本会議や委員会だけでなく、任意の会合も含めた議会でを行うすべての会議のことを指しています。

(会派)

第25条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営及び政策提言等に関し、会派間の合意形成に努めるものとする。

【解説】

- 那須烏山市議会においては今のところ会派は結成されていません。しかし、第1項において、会派が結成できることを明確に規定したことで、議員は、今後は必要に応じて、この規定に基づき会派を結成できることとなるものです。
- 第2項では、議会運営や政策提言等に関して、会派間で意見が異なる場合は、意見調整を行い、合意形成を図ることを会派の担うべき役割として定めています。

【用語】

- **会派**…政策を中心に同一の理念を共有する議員により結成される政策集団のことをいいます（第25条第1項に規定のとおり）。地方自治法において政務活動費の交付先として規定されているだけで、特に、これを結成することに関する法令上の定めはありません。
- **政務活動費**…地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として会派又は議員に交付される費用をいい、条例の定めるところにより交付することとなっていますが、那須烏山市議会においては、市の財政への負担などを理由に、交付されていません。ただし、政務活動費については、充実した議員活動のための必要経費であるため、今後の那須烏山市議会の議会改革の進展状況によっては、導入に向けた議論も必要になってくるものと考えているところです。

（議会図書室の充実）

第26条 議会は、議員の調査研究に資し、もって議会の政策提言等に関する能力や監視評価機能などの向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

- 議会は、地方自治法の規定により、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置することになっています。
- 議会図書室を充実させることにより、議員の調査研究の質が向上し、結果として議会全体の政策提言等に関する能力や監視評価機能などの議会の持つ権能を向上させることに繋がることから、本条においてそのことについて議会として努めることを規定しています。

（議員研修の充実）

第27条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

【解説】

- 第10条の中で「日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること」を議員の活動原則の一つとして規定しているところです。本条においては、必要に応じて政策提言等に係るものはもちろんのこと、政治倫理や対人折衝能力に関するものなど、様々な分野の議員の研修を議会として行うことで議員の資質を向上させ、議会全体の機能向上を図ることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第28条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会の政策提言等に関する能力や監視評価機能などの向上を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

- 那須烏山市議会は、地方自治法の規定に基づき「那須烏山市議会事務局設置条例」を制定し、議長の指揮の下で議会全般に関する事務を行うため、議会事務局を設置しています。
- 政策提言等を積極的に進め、的確な監視評価を行うなど、議会の持つ権能を十分に発揮するためには、議員の自己研鑽は当然ながら、それを補佐する議会事務局の調査や法務に関する機能の強化が必要不可欠です。また、これを実現するためには組織体制の整備も必要となってくることから、本条においてこれらのことについて議会として努めることを規定しています。

第7章 議員定数

(議員定数)

第29条 議員定数は、那須烏山市議会定数条例（平成20年12月那須烏山市条例第29号）に定めるところによる。

2 議員定数を改正しようとするときは、議会の役割及び機能を十分に果せるよう、市の人口規模、委員会審査の充実、行政に対する監視評価機能の実効性、市の財政状況等を勘案し、その改正の明確な理由を付して、議案を提出するものとする。

【解説】

- 議員定数については、従前は地方自治法において人口規模に応じた議員定数の上限が定められていました。しかし、現在その基準は撤廃され、議員定数はそれぞれの自治体の自主的な判断に委ねられています。那須烏山市議会においては「那須烏山市議会定数条例」において、これを17名と定めているところであり、そのことを第1項で確認しています。
- 第2項では、議員定数を改正しようとするとき、すなわち「那須烏山市議会定数条例」を改正しようとするときは、単に行財政の効率化に関する視点のみに縛られ、議会の役割と機能を損なうことのないよう、市民の意見の反映のために必要となる人口規模に応じた議員数、委員会審査を充実させるために必要な議員数、行政に対する監視評価機能を確保するために必要な議員数、市の財政状況等、さまざまな視点から検討することを規定しています。なお、この規定は、議会側からの提出に限らず、市長が条例改正をする場合も適用されるものです。

第8章 検証及び見直し

(検証及び見直し)

第30条 議会は、必要に応じて、この条例の目的の達成状況を検証するものとし、その検証の結果、制度の見直し等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

○第7条において、継続的な改善及び改革を議会の責務と規定したところです。本条ではその趣旨を踏まえ、この条例が制定された後も、必要に応じて第1条に掲げるこの条例の目的が達成されているかどうか検証を行うものとし、検証の結果、見直しが必要であると認めた場合は、この条例の改正も含め、適切な措置を講ずることを規定しています。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。